

福祉生活病院常任委員会資料

(平成29年6月28日)

[件名]

- | | |
|---|--|
| 1 | 鳥取市青谷町内での風力発電事業に係る第1回鳥取県環境影響評価審査会の開催結果について
(環境立県推進課) ···· 1 |
| 2 | 「星取県」の取組状況について
(水・大気環境課) ···· 2 |
| 3 | 淀江産業廃棄物管理型最終処分場計画に係る条例手続の状況について
(循環型社会推進課) ···· 3 |
| 4 | 鳥取県環境管理事業センター等への補助金支出に係る住民訴訟の判決について
(循環型社会推進課) ···· 4 |
| 5 | 第3回「山の日」記念全国大会(平成30年8月開催)の準備状況等について
(緑豊かな自然課) ···· 5 |
| 6 | 山陰海岸ジオパーク関連行事の実施状況について
(山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館) ···· 7 |

生活環境部

鳥取市青谷町内での風力発電事業に係る第1回鳥取県環境影響評価審査会の開催結果について

平成29年6月28日
環境立県推進課

鳥取市青谷町地内における風力発電事業に係る計画段階環境配慮書の審査のため、鳥取県環境影響評価審査会（第1回）を開催したので、その概要を報告する。

1 事業の概要

事業者：自然電力株式会社（福岡県福岡市中央区荒戸1-1-6）

代表取締役 磯野 謙

内 容：青谷町地内において風力発電所を設置する。

出 力：最大40,000kW

基 数：最大15基

2 第1回審査会の概要

日時：平成29年6月15日 午前10時から正午まで

場所：とりぎん文化会館 第3会議室

議事：（1）事業者による事業概要及び配慮書内容の説明

（2）委員（大気、水質、動植物等の各分野専門家）からの質疑・意見等

<主な質疑・意見>

- ・地元住民は騒音に関して懸念があると思われる。影響を回避・低減する事業計画としてほしい。
- ・特に配慮が必要な施設（学校・病院等）のみでなく、一般住居へも十分配慮した計画としてほしい。
- ・事業の進捗に伴い道路の拡幅工事等による濁水発生の恐れもあるので、周辺の水質の調査も行うことが必要ではないか。
- ・地下水・湧水への影響についても調査が必要ではないか。
- ・日中の景観のみでなく、夜間の景観にも配慮してほしい。
- ・事業の影響は実施地域のみでなく周辺にも及ぶため、動物・植物等への影響に係る調査範囲の設定においては考慮すべき。

3 今後の予定

第1回審査会での意見のほか、欠席された委員や行政（県・市）の意見等を含めて考え方を整理し、第2回審査会では配慮書に係る意見の集約等、知事意見形成に向けた調整を行う予定としている。

5月31日

～6月30日 事業者による配慮書の縦覧、一般からの意見聴取

6月30日 第2回環境影響評価審査会（配慮書内容に係る意見調整等）

7月中旬 第3回環境影響評価審査会（審査会意見のとりまとめ）

7月31日 知事意見の提出

参考：環境影響評価手続きについて

- ・環境影響評価は、規模の大きな事業等について、あらかじめ事業者自らが調査・予測・評価を行い、住民や関係自治体等に広く意見を求め、環境保全の観点からより良い事業計画とするための制度。
- ・配慮書は事業の位置・規模等の検討段階において環境配慮の検討を行うものであり、最初の法手続である。
- ・今後、手続の各段階で、知事は事業者に対し直接、または経済産業大臣を通じて意見を述べる機会がある。

【法手続の流れ】

配慮書 → 方法書 ⇒ (調査・予測・評価) ⇒ 準備書 ⇒ 評価書 ⇒ (許認可・事業着手) ⇒ 事後調査
(知事意見) (知事意見) (知事意見)

「星取県」の取組状況について

平成29年6月28日
観光戦略課
環境立県推進課
水・大気環境課

美しい星空が広がる本県の魅力発信をはじめ、誘客につなげるための観光メニュー造成や子ども達など地元の機運醸成等の取組状況について、以下のとおり報告します。

1 「星取県」の魅力発信、機運醸成等の取組

(1) 「星取県」ブランドイメージ構築

- 首都圏メディア発表会：5月30日に東京で開催し、数多くのメディアで取上げられた。
- 写真家ウイル・チョー氏の動画が人気となった香港では、個人旅行者がさじアストロパークにレンタカーで訪れるようになるなど、外国からも星取県の取組みに対し関心が高まっている。
- 星取県フォトコンテスト：6月1日に開始、8月末まで作品募集中
- 星空観察会(仮)を開催する。(県内24ヶ所で実施予定)



星取県ライトダウンのキックイベントで、
星空観察を楽しむ地元小学生

(2) 「星取県」の情報発信

- 星空スポットマップ・サイトを作成し、宿泊施設等へ配置する。
 - ・県のHP上に「星取県特設サイト」を開設済
 - ・住民参加型(投稿型)のマップアプリを製作予定
- 星関係雑誌や旅行雑誌の取材を招請し掲載する。(8~9月頃予定)

(3) 星空観光メニュー造成

- 星空を活用した体験プログラムづくりへの支援
 - ・星空を活用した旅行メニュー造成を支援する補助制度を創設した。
(交付済1件、申請中1件、相談対応中複数)

★関西等の旅行代理店を活用したモニターツアーを実施する。(秋頃予定)

(4) 人材育成等(星空を語れる県内人材を増やす取組)

- ★「星取県」サイエンス・キャンプ、講演会を実施する。(9~10月頃)
- ★星空学習会(観光関係者を対象とした勉強会)を開催する。(県内)
- ★使用しない望遠鏡を寄付していただき活用する仕組の構築を検討中。

(5) 星取県ライトダウンキャンペーンの実施

- 期間：6月21日(水)「夏至」～8月28日(月)「旧暦の七夕」
 - ・必要なない照明を消すことを県民等に呼びかけ、美しい星空を仰ぐなどスローな夜を楽しみ、環境問題について関心を高めていただくことで、「星取県」ならではの省エネの普及啓発に取り組む。
 - ・6月22日、砂の美術館やさじアストロパークと連携して、エコ宣言や星空観察等を内容とするキックオフイベント「スナバから星に願いを」を開催した。(地元小学校の親子41名が参加、同イベントをマスコミに取り上げていただくことで、キャンペーンの開始を啓発)
 - ・参加者(小学生)の感想：星がよく見えてきれい。電気のむだづかいもしないよう気をつけたい。

(6) 美しい星空を見ることができる環境の保全対策

- 美しい星空を守るために条例を検討する。
 - ・現状について情報収集するとともに、県内市町村、専門家、関係者等の意見を聞いているところ。
 - ・光害の防止、地域を指定しての保全・活用、地域振興や環境教育への活用等を推進すべきとの意見に対し、対応案を検討中。

★は、「第1回星取県推進会議(5月17日開催)」で出されたアイデアから生まれた取組で、今議会に関連予算案を提案中

2 第2回「星取県」推進会議の開催結果(6月16日(金)10:00~12:00開催)

- * 星取県推進会議(構成員：大学等学識経験者、天文関係者、市町村、観光事業者、商工会議所青年部)
- 「星取県」の取組の現状を報告するとともに、きれいな星空を保全する観点から、現在の県内の星空観測環境の状況、光害対策に関する本県や国内他県市町の制度等について説明の上、これまで出ている意見や要望、条例を検討する際の論点等を整理した。

【主な意見・助言】

- ・現状、天文協会やさじアストロパークに依存している専門人材について、増やしていくアイデアが必要。
- ・条例検討にあたっては、環境保全・事業者利益の両視点から考え、事業者の支障にならないよう配慮すべき。
- ・県民の星空を守ろうという熟度を上げ、意識が高まるようにすべき。
- ・屋外照明灯の管理者や販売店や施工業者への周知や光害に関する知識の普及等が必要ではないか。
- ・ライトアップやPR照明について、過剰なものとならないよう光の強さや消灯時間に配慮が必要ではないか。
- ・建物の中からの漏れ光、自動販売機の光なども配慮するような規定も検討すべき。など

淀江産業廃棄物管理型最終処分場計画に係る条例手続の状況について

平成29年6月28日
循環型社会推進課

「鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例」(以下「手続条例」という。)に基づき、(公財)鳥取県環境管理事業センター(以下「センター」という。)から県に昨年11月30日に提出された淀江産業廃棄物管理型最終処分場(以下「最終処分場」という。)事業計画に係る条例手続の状況を報告する。

1 条例手続の現状

(1) 見解書の周知

6月7日の廃棄物審議会での意見を踏まえた県からの助言を受け、センターでは見解書を修正したうえで、手続条例第12条の規定に基づき、6月21日(水)から同月27日(火)までの間、米子市役所淀江支所、公民館など16箇所で見解書の縦覧を行ったほか、意見書を提出した関係住民に対して見解書を送付するなど見解書の周知を行った。

<縦覧の場所・期間>

項目	内 容
縦覧の場所	・米子市役所淀江支所、西部総合事務所、公民館など16箇所
縦覧の期間	・平成29年6月21日(水)から6月27日(火)まで

<見解書の件数等>

- 条例に基づく事業計画や生活環境保全に係る「意見書」に対する見解・・・22項目167件
- 地域振興、隣接一般廃棄物処分場に係る「その他意見」に対する回答・・・9項目105件

(2) 見解書に対する意見の扱い

条例上の規定は無いが、センターでは意見書の提出者に対し、一定の期間(縦覧完了から2週間)を定め、見解書に対する意見(再意見)を提出できるよう配慮するなど関係住民の理解促進に努めている。

(3) 米子市への意見照会

県(生活環境部)は、米子市に対し、手続条例第15条の規定に基づき、意見書・見解書に対する意見照会を7月3日(月)までの間で行っている。

2 今後の予定

- 今後、センターでは、周知を行った見解書に対する意見(再意見)の提出があれば、それに対しても見解を示すなど、関係住民の理解促進に努めることとしている。
- 県(生活環境部)は、米子市からの回答も踏まえ、必要に応じセンターに対し、指導・助言を行うとともに、引き続き、米子市の意見を伺いながら条例手続き等を進めていく。

<参考：これまでの手続経過>

年月日	内 容
H28. 11. 30	・センターが事業計画書及び周知計画書を県に提出
12. 16	・廃棄物審議会の開催
H29. 1. 13～	・センターが事業計画の縦覧等を実施(3月6日まで)
1. 20 ～ 2. 19	・センターが住民説明会を開催(県・米子市立会) (6自治会及び自治会以外 計7回)
～ 3. 6	・関係住民が意見書を提出 (自治会3件、農業者5件(うち4件は自治会経由)、水利権者1件)
6. 2	・センターが見解書を県に提出
6. 7	・廃棄物審議会の開催
6. 20～	・米子市へ意見照会(7月3日まで) ⇒ 6. 29 米子市議会全員協議会
6. 21～	・センターが見解書の縦覧を実施(6月27日まで)

鳥取県環境管理事業センター等への補助金支出に係る住民訴訟の判決について

平成29年6月28日
循環型社会推進課

鳥取県環境管理事業センター等への県の補助金交付は不当として、提訴のあった住民訴訟に対する鳥取地方裁判所の判決が6月16日にあったので、その概要を報告する。

1 提訴の概要

- (1) 原告 山根一典氏ほか8名
(2) 被告 鳥取県知事
(3) 訴訟提起日 平成27年7月10日
(4) 請求要旨

- ・(公財)鳥取県環境管理事業センター(以下「センター」という。)及び環境プラント工業株(以下「環境プラント」という。)に対して、補助金(平成24年度産業廃棄物最終処分場整備推進補助金)3,500万円の返還及び年5%の利息を請求すること。

注)当該補助金は、環境プラントが事業計画書及び生活環境影響調査書を作成するために間接補助としてセンターを通じて交付したもの。

- ・センター及び株シーアイーシー(以下「C E C」という。)に対して、補助金(平成25年度環境管理事業センター運営費補助金)1,100万4千円の返還及び年5%の利息を請求すること。

注)当該補助金は、センターの運営費補助として支出したものだが、この中でセンターはC E Cに委託して地下水流向等調査を実施している。

2 判決

- ・原告の請求をいずれも棄却する。
- ・訴訟費用は原告の負担とする。

3 爭点と裁判所の判断

争 点	裁判所の判断(要旨)
センター及び環境プラントが不完全な生活環境影響調査書を作成して推進補助金の交付を受けたことが県に対する共同不法行為を構成するか	<p>次の点から共同不法行為を構成しない。</p> <ul style="list-style-type: none">・補助金は、反対給付のない給付金でセンターは県に成果物を納める義務はない。それにもかかわらず、センター等は県に対して適正な成果物を作成すべき注意義務(過失)があるとする原告の主張は失当である。・成果物は、専門家の評価結果からみて、処分場を設置するための条例及び法手続に適合する内容を伴っていると認めることができ、センター等に注意義務違反(過失)はない。 <p>※共同不法行為とは、共同の不法行為(故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害する行為)によって他人に損害を加えること。</p>
推進補助金による生活環境影響調査書作成委託と運営費補助金でセンターが実施した地下水流向等調査委託は重複関係にあるか	生活環境影響調査における地下水調査は、井戸水の取水地点における利水上の支障などの影響を調べるものである。一方、地下水流向等調査は、地下水への汚水漏洩や想定外の地震に対する地元の懸念に対して、理解を深める目的で解析を行ったもので業務の間に重複は認められない。
米子市と環境プラント間の一般廃棄物最終処分場に係る開発協定があるにも関わらず、センター、環境プラント及びC E Cがこれを秘して県を欺き補助金の交付を受けたかどうか	<p>県は、平成9年10月24日の時点での開発協定の存在、内容を把握しており、それを前提として補助金を交付していることから、県が欺かれたとは認められない。</p> <p>※原告は、同開発協定があるため、計画地に産業廃棄物最終処分場を建設することはできないと主張。</p>



第3回「山の日」記念全国大会(平成30年8月開催) の準備状況等について



平成29年6月28日
緑豊かな自然課

関連の予算案を今議会に提案しているところであるが、来年8月の開催に向けて関係市町等と連携し、急ピッチで準備を進めており、その状況等について報告する。

- 7月1日に「山の日」大会推進課(仮称)を設置し、大会準備を進める。
- 7月中に第3回「山の日」記念全国大会実行委員会を立ち上げるとともに、速やかに実務レベルを担う運営委員会を組織する。
- 8月11日には、第2回「山の日」記念全国大会(栃木県那須町)の式典内で行われる、次期開催県へのリレーセレモニーに参加する。
- なお、今年度も県内各地で山関係イベントを開催し、豊かな自然をPRすることで来年度の大会に向けた機運醸成を図る。

1 大会の概要

<大会趣旨>

〔山に親しむ機会を創出し、山の恩恵に感謝することを目的に、平成28年8月11日に初めての祝日を迎えたことを記念し、その制定趣旨を周知するため毎年開催されている。〕

市町や民間と連携し、大山開山1300年祭と連携させた当県ならではの企画とし、大山の魅力を広く発信することで、更なる自然保護意識のかん養や国内外からの誘客につなげる。

(実行委員会事業(事務局:県))

開催日		行事		場所
平成30年8月	10日(金)	・レセプション		米子市内
	11日(土・祝) <山の日>	・記念式典 ・シンポジウム		大山町 大山寺地内
	12日(日)	・エクスカーション		大山周辺
通年 (関連行事・夏休み期間中心)		・大山開山1300年祭各種連携イベント ・山頂からの星空鑑賞等		県内 各市町村

(参考) 事業費

(単位:千円)

事業費			計	負担割合		
記念式典・行事	広報活動	実行委員会運営		県負担	市町負担	協賛金
41,215	15,970	6,815	64,000	41,000	13,000	10,000

※市町ごとの負担額については、現在各市町と調整中。

2 今後の主なスケジュール

H29年7月1日	「山の日」大会推進課(仮称)発足
7月3日	「山の日」大会推進課(仮称)設置に係る看板設置セレモニーおよび「第3回『山の日』記念全国大会」実行委員会準備会開催
7月中	第1回実行委員会(国レベル):総会立ち上げ
8月中	第1回運営委員会(県レベル):開催
8月11日	第2回「山の日」記念全国大会(栃木県)で次期開催県として引継
11月	第2回運営委員会(県レベル):基本計画(骨子)案策定
12月	第2回実行委員会(国レベル):事業計画(骨子)承認
H30年2月	第3回運営委員会(県レベル):事業計画(実施計画)案決定
3月	第3回実行委員会(国レベル):事業計画(実施計画)承認
6月	第4回運営委員会(県レベル):事業内容最終案確認
8月10日~11日	第3回「山の日」記念全国大会開催

3 今年度開催する山関係イベント

地区	名 称	内 容	場 所	時 期
東部	氷ノ山みんなで 守る登山道	登山道を修繕する資材(木製階段等)をボランティアで荷上げする。	氷ノ山 (若桜町)	10/1(日)
	わかさ氷ノ山 山フェス2017	響の森を主会場としサンセットコンサート&星空バーベキュー等を開催する。	響の森周辺 (若桜町)	10/7(土) 又は8(日)
中部	「三徳山」ふれあ い自然体験教室	専門家等の解説を聞きながら三徳山等において自然体験活動を実施する。	三徳山 (三朝町)	8月下旬
西部	第3回大山キャリ ーダウン・ボラン ティア	頂上小屋トイレに堆積した汚泥をボトルに詰め替えて人力(ボランティア)でふもとまで運びおろす。	大山寺周 辺 (大山町)	9/10(日)
	「山ガール」サミ ット in 鳥取大山 2017	各種の野外活動、山クッキングコンテストなどを通じて、女性(「山ガール」)の交流(サミット)を図るイベントを開催する。	大山寺周 辺 (大山町)	9/17(日) ～18(月)

※大山町で開催する上記イベントは、第3回「山の日」記念全国大会のプレイベントとして位置づけることにより、同大会を広く情報発信する。

山陰海岸ジオパーク関連行事の実施状況について

平成29年6月28日
山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館
観光戦略課

6月から8月にかけて、ジオパークについて学んだり体験する機会の提供や、海外でのPR活動など関連行事を実施するので、その概要を報告する。

1 キティラ・ハイキング・プロジェクト（ギリシャ）との交流

昨年度開催した第6回ワールドトレイルズカンファレンス（WTC）鳥取大会を契機に、山陰海岸ジオパークトレイル協議会とキティラ・ハイキング・プロジェクト（ギリシャ）との間で友好協定を締結し、相互の訪問交流や情報発信等を行うこととした。

この度、山陰海岸ジオパークトレイル協議会の森下哲也会長（鳥取市観光コンベンション協会会長）を団長にギリシャを訪問し、交流活動等を実施する。

（1）期間

平成29年6月26日～28日

（2）場所

ギリシャ・キティラ島

（3）訪問団

山陰海岸ジオパークトレイル協議会会長ほか4名

（4）概要

○キティラ・ハイキング・プロジェクトとの友好セレモニー（友好協定締結記念パネル・標柱の設置など）

○トレイルルートのトレッキング

○山陰海岸ジオパークトレイルのPR（山陰海岸ジオパークトレイルを動画・パンフレット等で紹介など）

（参考）キティラ・ハイキング・プロジェクトの概要

○キティラ島はエーゲ海の出入口に位置し、古来より交通の要衝。神話の島。観光が主産業。

○島の面積は約280km²。人口は約3,400人

○島内に全長50kmのトレイルコースを有している。海岸線に面したコースは山陰海岸に良く似ている。

○ラフカディオ・ハーン（小泉八雲）氏の出身地。母親の生家はキティラ島に現存しており、家の前もトレイルコースとなっている。



友好協定締結式（平成28年10月27日 山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館）

2 旅行ツアー『島崎藤村と巡る浦富海岸』及び記念講演会の開催

文豪・島崎藤村が昭和2年7月に「山陰土産」執筆のために浦富海岸を訪れ「松島は松島、浦富は浦富だ」と絶賛してから、本年で90周年を迎える。

島崎藤村の足跡をたどりながら、山陰海岸ジオパークの魅力を発信する。

（1）開催日

旅行ツアー：平成29年7月1日（土）～2日（日）

記念講演：7月1日（土）午後2時～4時（岩美町立渚交流館）※旅行ツアー参加者以外も聴講可能

(2) ツアー等の主な見どころ

①初日〔7月1日(土)〕

・記念講演への参加

郷土文芸史家 竹内道夫氏を講師に「島崎藤村と『山陰土産』」をテーマに、昭和初期の貴重な写真とともに浦富海岸の歴史と島崎藤村の足跡をたどる。

※竹内道夫氏

文芸史家。鳥取市出身。在京時代、小説家の大江賢次、白井喬二の知遇を得る。鳥取砂丘大学の「砂丘の文学・芸術講座」で、鳥取砂丘を訪れた文人たちについて講義している。

・島崎藤村が宿泊した「岩井温泉・明石家」への宿泊

藤村直筆の書をはじめ、貴重な資料を拝見する。また、夕食交流会では、地元の郷土芸能を見学する。

②二日目〔7月2日(日)〕

・浦富海岸遊覧船乗船と山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館見学

島崎藤村が、実際に浦富海岸を回ったコースを遊覧船で巡る。

3D映像や展示などで、山陰海岸ジオパークについて学ぶ。

・島崎藤村が執筆した『山陰土産』に登場する再現料理による昼食(岩美町浦富、民宿・福乃家)

「鱸の洗い」、「烏賊の団子」、「海のそうめん」を食べる。

・鳥取砂丘、仁風閣見学

島崎藤村が訪れた地を見学する。

3 ジオキッズ・サマースクールの開催

山陰海岸ジオパークにおける子ども教育体験プログラムとして、県内外の子どもたちに山陰海岸ジオパークについて学ぶ機会を提供する。

(1) 期日

《第1班》 山陰海岸ジオパーク ふれあいコース(1泊2日)

平成29年8月3日(木)～4日(金) 定員30人

《第2班》 山陰海岸ジオパーク まんきつコース(2泊3日)

平成29年8月7日(月)～9日(水) 定員30人

(2) 対象

小学生 中高学年

(3) メニュー

共通：山陰海岸ジオパークに関する講座・実験、島めぐり遊覧船、鳥取砂丘ナイトハイク、磯の観察会

第2班のみ：香住海岸・地層観察、工作

(4) 募集期間

《第1班》 7月27日(木)まで

《第2班》 7月31日(月)まで

(5) 募集方法

電子メール又はファクシミリで申込み(先着順)

(6) 主 催

山陰海岸ジオパーク子ども教育体験プログラム実行委員会

構成団体：鳥取県、鳥取市、岩美町、鳥取大学、鳥取環境大学、鳥取県ジオガイド交流会、
自然公園財団鳥取支部